# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係

4 件

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から52年3月まで

私は、昭和52年にA県B市からC村の実家に帰ってきた後、C村役場(現在は、D市役所Eサービスセンター)で勧められたことから国民年金の加入手続を行い、20歳以降の国民年金保険料15万円ないし16万円を2、3回に分割して納付した。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得が いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和52年4月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点で時効期間が経過していない納付可能な期間(昭和50年1月から52年3月まで)の保険料額は3万3,300円であり、時効期間が経過した期間を含む20歳以降の申立期間全ての保険料額は6万300円であるなど、申立人が納付したとする保険料額15万円ないし16万円と大きく相違する。

また、申立人は、C村役場において申立期間の保険料を遡って納付したと主張しているが、手帳記号番号払出時点で、昭和51年3月以前の保険料は過年度保険料となり、同村役場では納付することができない。

さらに、申立人が所持する年金手帳の初めて被保険者となった日欄には昭和52年4月26日と記載されており、C村役場作成の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも整合し、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持したことは無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる

事情も見当たらないこと、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書控等)は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納 付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から40年3月まで

私の妻は、昭和36年4月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、町内会の集金人に国民年金保険料を納付していたが、集金人が来なくなったことから、妻がA市役所B事務所に相談したところ、「夫婦二人分で約8万円の保険料が未納になっている。」と言われ、同事務所で、2回に分けて保険料を納付したはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が昭和 36 年4月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、第1回特例納付実施期間中の 47 年4月1日に夫婦連番で払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

また、申立人は、未納となっていることを指摘されて、夫婦二人分の保険料約8万円を納付したとしているところ、申立人夫婦の特殊台帳により、申立期間直後の昭和40年4月から47年3月までの期間の保険料は第1回特例納付による特例納付、過年度納付及び現年度納付されていることが確認でき、当該期間の保険料は夫婦二人分で合計7万1,100円であり、納付したとする金額に近いこと、申立人夫婦の国民年金の受給資格期間は300か月で、60歳到達時の保険料納付済期間は、申立人が311か月、妻が314か月であり、申立人夫婦の特例納付及び過年度納付は、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して行われたと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書控等)も無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年4月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、町内会の集金人に国民年金保険料を納付していたが、集金人が来なくなったことから、A市役所B事務所に相談したところ、「夫婦二人分で約8万円の保険料が未納になっている。」と言われ、同事務所で、2回に分けて保険料を納付したはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年4月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと 主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、第1回特例納付実施期間 中の 47 年4月1日に夫婦連番で払い出されたことが国民年金手帳記号番号払 出簿により確認できる。

また、申立人は、未納となっていることを指摘されて、夫婦二人分の保険料約8万円を納付したとしているところ、申立人夫婦の特殊台帳により、申立期間直後の昭和40年4月から47年3月までの期間の保険料は第1回特例納付による特例納付、過年度納付及び現年度納付されていることが確認でき、当該期間の保険料は夫婦二人分で合計7万1,100円であり、納付したとする金額に近いこと、申立人夫婦の国民年金の受給資格期間は300か月で、60歳到達時の保険料納付済期間は、申立人が314か月、夫が311か月であり、申立人夫婦の特例納付及び過年度納付は、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して行われたと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書控等)も無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月

私は、昭和45年5月に会社を退職した後、A市役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、父が近所に住んでいた同市役所の職員に国民年金保険料を渡して納付してくれた。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、 当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、最初の被保険者となった日が申立期間後の昭和 45 年 6 月 1 日と記載されていること、A市役所作成の国民年金被保険者名簿、国民年金受付処理簿及び国民年金番号払出表にも同日を資格取得日とする記載があることなど、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。